

# 予算特別委員会会議録

開会 令和6年3月 8日

閉会 令和6年3月18日

寒川町議会

出席委員 柳田委員長、新村副委員長  
青木委員、岸本委員、黒沢委員  
天利議長

欠席委員 なし

説明者 大川教育長、内田教育次長  
高橋教育政策課長、押味専任主幹、千野副主幹、山口副主幹、小林主査  
黄木学校教育課長、桑原指導主事、上村指導主事、畠山指導主事、高橋指導主事、  
西ヶ谷副主幹、新藤副主幹  
水越教育施設給食課長、越原主幹、小宮主査、渡邊主査、井上主査、原田主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第8号 令和6年度寒川町一般会計予算
2. 議案第9号 令和6年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第10号 令和6年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第11号 令和6年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第12号 令和6年度寒川町下水道事業特別会計予算

---

令和6年3月14日  
午前9時00分 開会

【柳田委員長】 皆様、おはようございます。ただいまより予算特別委員会4日目を開催いたします。本日は、教育委員会教育政策課、学校教育課、そして教育施設給食課の審査に入りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいまより教育委員会の審査に入ります。

審査に入る前に、大川教育長から一言挨拶を申し述べたいとの申出がございましたので、これを許可いたします。

大川教育長。

【大川教育長】 皆様、おはようございます。皆様には、日頃より寒川の教育につきまして、様々なご支援、ご理解をいただき本当にありがとうございます。今学校では、町の支援も含めた教育課程の実践をした子どもたち432名が、一昨日中学校を卒業し、未来の世界を切り開くべくそれぞれの進路に今進んでいるところでございます。教育委員会といたしまして、これからも教育環境の整備、あるいは学校への支援等も充実を図ってまいりたいと考えております。

本日は教育委員会の3課がこの後控えております。6年度予算につきましてご審議のほどよろしくお

願いいたします。私は自席にて控えておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 よろしく願いいたします。

それでは、教育長が退室するまで暫時休憩いたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、教育総務費の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、教育委員会所管の教育費の令和6年度の予算のご審査をお願いいたします。

予算につきましては、1項の教育総務費、2項の小学校費、3項の中学校費については、教育委員会事務局3課、教育政策課、学校教育課、教育施設給食課で所管し、4項社会教育費については、教育政策課と教育施設給食課がそれぞれ所管しております。5項保健体育費につきましては、教育施設給食課で所管するものの、多くの科目において所管課が混在しております。したがって、説明につきましては教育政策課高橋課長が一括して行い、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 皆様、おはようございます。

それでは、教育政策課、学校教育課、そして教育施設給食課所管の令和6年度予算について、ご説明申し上げます。説明に当たりましては、予算書のほかタブレット資料及び予算特別委員会説明資料に基づいてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、説明資料につきましては、教育委員会全3課を合わせたものとなっております。資料の中に担当課の名前を各ページの右上の括弧内に記載させていただいております。括弧の記載がないページにつきましては、複数課の所管が混在するところがございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書84、85ページの10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費からご説明いたします。タブレットの説明資料につきましては、53分の2ページをご覧ください。

まず、教育委員会関係事務経費については、教育委員会の委員活動等に係る経費で、教育委員会委員4名の報酬や費用弁償、各種行事や大会会費などの交際費のほか、需用費の消耗品費は、新任委員用のバッジ等の消耗品代、負担金、補助及び交付金は、県市町村教育委員会連合会などへの負担金でございます。なお、財源につきましては、説明をできるだけ簡潔にしたいと存じますので、一部の事業を除き説明を省略させていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、資料3ページをご覧ください。表彰関係経費については、教育委員会表彰等に係る経費でございます。多年にわたり教育の振興や発展に貢献、または各種競技会などで優秀な成績を収められた個人や団体に対し毎年表彰を行っておりまして、報償費は、被表彰者へ贈る記念品代等、需用費は、表彰式に飾る花代や記念写真に係る費用などがございます。

次に、予算書84ページから87ページ、2目事務局費でございます。資料4ページをご覧ください。職員給与費につきましては、教育長及び教育次長のほか教育政策課の社会教育担当を除く職員と学校教育

課職員、そして教育施設給食課職員の人件費でございます。なお、本経費の特定財源については、資料記載のとおりでございます。

次に、資料5ページ、事務局経費につきましては、教育政策課の事務経費でございます。報償費は点検評価の外部評価者への謝礼、負担金、補助及び交付金は、県町村教育長会、湘南地区高等学校定時制教育振興会等の負担金でございます。なお、増減理由等については、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、資料6ページをご覧ください。こちらは学校教育課所管の事務局経費でございます。報酬については、学校運営協議会委員8校分104名及び学校読書指導員4名分の報酬でございます。職員手当等及び共済費は、学校読書指導員の期末手当、勤勉手当及び社会保険料、報償費は、いじめ問題に関する調査委員会委員の謝礼及び教科用図書採択検討委員の謝礼、委託料は、学校に配置する会計年度任用職員の健康診断委託料、扶助費は、学校事故見舞金でございます。なお、増減理由については、備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料の7ページ、こちらは教育施設給食課所管の事務局経費でございます。主な内容及び増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続いて、資料8ページをご覧ください。学校保健関係経費については、報償費は、小学校就学時の健康診断に係る医師への謝礼、役務費は、就学時健康診断実施通知等の郵送料、委託料は、健診委託料等、使用料及び賃借料は、健診器具借上料などでございます。負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎地区学校保健会及び日本学校歯科医会への負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料9ページ、教職員人事管理経費でございますが、委託料は、教職員の福利厚生事業委託料、健康診断委託料及び校務支援システム委託料でございます。使用料及び賃借料は、遠足等で利用する施設に引率の教員が入場するための施設入場料、負担金、補助及び交付金は、学校現場における衛生推進者の養成講習会受講料及び防火管理資格講習会受講料でございます。

続きまして、資料の10ページ、奨学金基金繰出金でございますが、こちらは同基金の預金利子を財源に繰出金として基金に積み立てるものでございます。奨学金は、経済的理由により高等学校等への就学困難な者に対し、寒川町奨学金貸与条例に基づき貸与することで就学を奨励しておりまして、令和5年度の奨学金の被貸与者は1名、返還者は14名でございます。なお、本繰出金の特定財源については、資料記載のとおりでございます。

次に、3目教育研究室費に移りまして、予算書は86、87ページでございます。タブレット資料11ページをご覧ください。教職員の資質向上事業費につきましては、報酬、職員手当等、共済費及び旅費は、経験の少ない教員の授業力向上を図るために配置する教育フロンティア専門指導員分でございます。報償費は、研修会における講師謝礼でありまして、教職員対象の研修会としては、教科指導、児童生徒指導、特別支援教育、教育相談、学級経営等、教職員の資質を高めるための研修会を計画してございます。また、負担金、補助及び交付金につきましては、茅ヶ崎・寒川地区の小学校及び中学校の教育研究会等へ交付金を支出し、教職員の研究を支援してまいりたいと考えております。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料12ページ、教育相談事業費につきましては、報償費は、町が行っている様々な相談の相談員への謝礼でございます。5名の指導主事等有機的に連携して行う教育相談を中心として、心理相談員、巡回相談員、訪問相談指導員等と連携を図りながら、効果的な教育相談体制を構築し、保護者や教員からの相談にも応じてまいります。なお、中学校3校にはスクールカウンセラーが県から引き続き配置されるとともに、スクールソーシャルワーカーが町に2名配置される予定でございますので、さらなる有効活用を図ってまいりたいと考えております。委託料につきましては、ネットパトロールのための経費で、インターネット上に存在する学校非公式サイト等を検索、監視し、学校や地域の実情を把握し、不適切な書き込み等については必要に応じて削除依頼を行うなど、警察との連携も図りながら、諸課題に迅速に対応できる体制を整えてまいります。また、得られた実情を基に情報モラル教育の推進に努めてまいります。

次に、資料の13ページ、教育調査研究事務経費でございますが、こちらは教育研究のための調査や資料の収集及び提供等を行うための経費でございます。需用費の消耗品費は、教育関係図書資料等の購入費、負担金、補助及び交付金は、県教育研究所連盟への負担金でございます。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

以上で、1項教育総務費の説明を終わります。ここで一旦ご説明を区切らせていただきます。これまでの内容につきまして、ご審査のほどよろしくお願いたします。

**【柳田委員長】** 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。  
黒沢委員。

**【黒沢委員】** 細かいところで申し訳ないんですけど、まず5ページの事務局経費なんですけども、使用料及び賃借料の中で、公用車の駐車代というのが皆増で載っているわけなんですけど、これは今年度特別必要になったのか、今年度までこの対応がされていなくて、来年度こういう計上がされているのか、例えば参加した人が個人で負担していたとか、そういったケースというのはあったのか、なかったのか、その辺について確認させていただきたいと思います。それから11ページで聞けばいいのかなと思うんですけども、教職員の資質向上事業費で聞いていいのかなと思うんですけど、実施計画の目標指標に教職員研修会、教育講演会において自己の授業改善につながると感じた職員の割合が追記されて、令和6年度の目的値が94%としておりますけれども、実施計画に追記した理由、その辺についてお聞かせいただきたいと思いますが、研修会ですとか、講演会が有効に機能しているのかどうか、その辺を把握したいということで、こういうものが実施計画の中に追記されたのかどうか、その辺についてお知らせいただきたいと思います。

**【柳田委員長】** 高橋課長。

**【高橋教育政策課長】** まず1点目の使用料及び賃借料ということで、公用車の駐車場代等の皆増の理由というご質問にお答えさせていただきます。ここに記載のとおり、用途としては主に都内、教育長が公用車を使用して出張するときの駐車場代ということになるんですけども、これまではコロナということもありまして、そもそも出張がしばらくなかったということがありましたけども、昨年5類に移行して、実際に会場に集まってという出張も増えてきているということで、これまでは運転手に公用車で行っていただいて、交通法令上問題ないようなところで一旦停めて待っていただいたり、巡回して時間

を調整していただいたりということもあって、そういう意味では個人で誰かがポケットマネーで負担するというような不適切な支出はしていないということなんですけども、今後は通常モードに戻って、そういう出張も継続的に行われるということで、いろんな意味できちんと公用車を一時的に駐車する必要性があるということで、経費としてここで要求させていただいたということになります。

以上でございます。

【柳田委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 2点目の教職員の資質向上事業の指標についてのご質問でございますが、委員のおっしゃるとおり、研修とか、そういったものが有効に機能しているのかどうかという視点、より踏み込んだところで、指標を示したいなというところがございました。この点に関しては、教育委員会では毎年度外部評価としまして点検評価を行っていますが、その中で外部委員の方からも、より具体的に示される指標がよろしいのではないかとということで、今まで教職員の参加の割合で入っておったのですが、もちろん魅力的な研修等を行えば教職員の参加者も増えていくだろうというところで、その部分では示してはいたのですが、さらに実際にアンケートも取りながら、その研修の内容が本当に役に立ったのかという直接的な指標にすることで、よりこの事業の内容の質的向上が図れるのではないかとということで、さらに追記させていただいたということでございます。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 12ページの教育相談事業費について質問させていただきます。各種相談があると思うんですけども、最近の傾向として直接ソーシャルワーカーさんたちに対面で相談するのか、それとも電話またはメールやほかの手段等で相談するのが多いのか、それについてお聞かせください。

【柳田委員長】 畠山指導主事。

【畠山指導主事】 ただいまの質問についてお答えさせていただきます。これまでそうなんですけれども、まず電話で保護者さんから教育委員会に相談があります。担当指導主事が、こういったケースはスクールソーシャルワーカーがいいのか、心理士がいいのか見きわめて、実際につないでいくというようなことをしております。また、寒川町のホームページを通じて相談が入る場合もございます。そのほかに学校にスクールカウンセラーが配置されておりますので、スクールカウンセラーから情報提供いただいたり、担任の先生や学校にいる教育相談コーディネーターから情報をいただいたりしてつながってくるというケースが増えております。一番多いのは、保護者さんから直接教育委員会にお電話で相談が来るというようなケースでございます。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、教育委員会小学校費、中学校費の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、予算書につきましては86ページから89ページ、2項小学校費でございます。まず、1目学校管理費からご説明申し上げます。タブレット資料14ページをご覧ください。

小学校運営経費でございます。こちらは小学校5校の運営に必要な事務を行うための経費で、報酬及び職員手当等は、会計年度任用職員である学校事務補佐員及び学校用務補佐員の報酬と期末手当及び勤勉手当であり、共済費及び旅費は、会計年度任用職員の社会保険料等と通勤に係る費用弁償でございます。委託料は、学校事務補佐員と学校用務補佐員の健康診断実施のためのものがございます。増減理由については備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、資料15ページでございます。健康管理経費につきましては、児童の健康管理に係る経費でございます。主な内容は学校医、薬剤師への報酬、役務費は、教室の空気検査等の手数料及び日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金、委託料は、児童の定期健康診断に係る健診委託料等、使用料及び賃借料は、各校に設置しているAEDの借上料などがございます。増減理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料16ページ、特別支援教育推進事業費については、一人一人のニーズに応じた教育を展開するため、特別支援学級補助員を2名増員して、各校に3名配置するとともに、通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童への学習や生活を支援するため、ふれあい教育支援員につきましても2名増員し、各校に2名配置いたします。報酬、職員手当等共済費、通勤に係る費用弁償及び校外学習に随行するための普通旅費は、そのための費用でございます。備品購入費につきましては、現在言語を中心とした支援を要する児童に対して指導を行うことばの教室を一之宮小学校と小谷小学校に設置しておりますが、寒川小学校、旭小学校及び南小学校についても、令和7年度の運用開始に向け指導を行うための個別ブースを3校に実情に応じて複数台購入するものがございます。ことばの教室の設置につきましては、町長の施政方針にもありましたとおり、町内全ての児童が一人一人の特性に応じた教育を受けることができる教育環境を整えてまいりたいと思っております。負担金、補助及び交付金は、特別支援学級思い出づくり事業補助金でございます。令和5年6月に町内在住の方より特別支援学級に在籍する児童生徒の思い出づくりのためにと、1校当たり20万円のご寄附を賜りました。児童の実態に応じて思い出に残る事業計画を策定し、寄附者のご意向に沿った事業を各校で実施してまいりたいと考えております。なお、増減理由については、備考欄記載のとおりでございます。

下表をご覧ください。本事業費の特定財源でございますが、まちづくり基金繰入金4,188万5,000円のうち1,810万8,000円をことばの教室用個別ブースの購入費に、また100万円を負担金、補助及び交付金の特別支援学級思い出づくり事業補助金に充てております。

次に、資料17ページをご覧ください。小学校管理運営経費については、学校の運営や施設設備の維持管理に係る経費でございます。報償費は、卒業記念品の証書ホルダーの購入費、消耗品費は、コピー用紙や清掃用具等の購入費、印刷製本費は、卒業証書の印刷代、管理用備品の修繕料、役務費につきましては、教室用カーテンのクリーニング代、ごみの収集運搬等の委託料、使用料及び賃借料につきまして

は、コピー機及び印刷機借上料等、備品購入費は、管理備品として紙折り機を購入するものでございます。

続きまして、資料18ページ、グローバル教育推進事業費でございます。こちらは外国語教育の早期化、教科化に対して指導体制の充実を図るため、外国人指導者F L Tを各校1名配置してございます。そのF L T 5名分の報酬、職員手当等、共済費及び旅費でございます。

続いて、I C T教育の推進、機器の効果的な利活用を図るための費用といたしましては、需用費の消耗品費については、職員室やパソコン教室のインクの購入費などでございます。修繕料については、タブレット端末機の故障時に対応するための経費、役務費は、インターネット回線使用料等の利用による通信運搬費でございます。委託料は、G I G Aスクール構想による校内ネットワークの保守、中学校との兼務となるI C T支援員2名の配置、端末の年次更新作業や再設定等を行う端末設定運用委託料及びタブレット端末期のヘルプデスクに係る費用を計上してございます。

なお、I C T支援員につきましては、I C T機器を活用した授業の機器操作補助のほかI C T授業で使用するハードウェア、ソフトウェアの操作指導や児童へのパソコン操作指導補助、機器のチェック、不具合発生時のメーカーとの折衝などの役割を担いまして、情報モラルを含む情報活用能力とともに、知識、技能、思考力、判断力、表現力等の必要な資質能力を育む教育の支援を行ってまいります。使用料及び賃借料では、教職員用パソコンと、パソコン教室に設置している児童用コンピューターの借上料などをそれぞれ計上しております。なお、パソコン教室に設置しているコンピューターにつきましては、タブレット端末によりコンピューターの基本的操作や情報収集が行えることから、本年7月までのリース満了をもってパソコン教室用コンピューターの更新を行わないことといたしました。備品購入費につきましては、学級数の増に対応するため充電保管庫を購入するもので、補償、補填及び賠償金は、授業目的公衆送信保障料でございます。なお、増減理由については、備考欄記載のとおりでございます。

続いて、資料19ページ、小学校維持管理経費では、小学校5校の施設維持管理に係る経費を計上しております。このうち委託料につきましては、消防設備やプールろ過機、エレベーターの保守点検、トイレ貯水槽の清掃、樹木の剪定、学校警備、し尿浄化槽などの維持管理に係るものに加え、小規模修繕を実施するための委託料などがございます。なお、主な増減理由等については、備考欄記載のとおりでございます。

続いて、資料20ページ、公共施設再編計画実施事業費については、次年度に工事を計画しております小学校体育館屋根修繕工事及び一之宮小学校防水修繕工事のための設計委託を行うものでございます。

続きまして、予算書88、89ページの2目教育振興費に移ります。タブレット資料21ページでございます。就学援助等事業費については、経済的に困窮している家庭の保護者に対して、学用品や遠足、修学旅行等の校外活動、オンライン学習に伴う通信費などの援助をするための就学援助費及び特別支援学級に在籍する児童の保護者に対する就学奨励費でございます。令和6年度の対象児童数については、就学援助費では要保護・準要保護家庭の児童は318名、特別支援教育就学奨励費では、小学校の特別支援学級の対象児童は31名で予算を計上してございます。なお、増減理由については、備考欄記載のとおりでございます。また、本事業費の特定財源につきましては、下段の表に記載のとおりでございます。

次に、資料22ページをご覧ください。教育活動充実事業費でございます。こちらは学校教育に必要な

教材や備品、図書を購入し、学習環境の充実を図るものでございます。報償費は、地域のせんせいの講師謝礼で、各教科や道徳、総合的な学習の時間及び補充学習などの教育活動充実をさらに図ってまいります。需用費の消耗品費は、教材や副読本、教科書更新に伴う教師用教科書、指導書及びデジタル教科書等の購入費、委託料は、町営プール及び民間スイミングスクールを活用し実施する水泳授業の委託料、使用料及び賃借料は、水泳授業の実施に当たり学校と町営プール間の送迎を行うための自動車借上料などでございます。備品購入費は、教材備品及び図書備品の購入を行うものでございます。増減理由については、記載のとおりでございます。

下段の表をご覧くださいまして、本事業費の特定財源でございますが、まちづくり基金繰入金4,188万5,000円のうち220万6,000円を学校図書館の図書備品購入費に充てております。

続いて、資料23ページ、豊かな心・文化育成事業費については、子どもたちの豊かな心を育むための各学校の芸術鑑賞教室に係る経費への補助でございます。

続きまして、資料24ページ、少人数教育推進事業費については、算数等の授業において少人数学習を行うために雇用する少人数学習補充教員等を全校に配置するための報酬、職員手当等共済費及び通勤に係る費用弁償でございます。増減理由については、記載のとおりでございます。

以上で、2項小学校費のご説明を終わります。

続きまして、予算書88ページから91ページになります。3項中学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明申し上げます。タブレット資料25ページをご覧ください。まず職員給与費につきましては、こちらは中学校に勤務する職員1名分、学校用務員の人件費でございます。他の2校については、会計年度任用職員を配置しております。

次に、資料26ページ、中学校運営経費については、中学校3校の運営のために必要な経費で、報酬及び職員手当等は、会計年度任用職員の学校事務補佐員及び学校用務補佐員の報酬と期末手当及び勤勉手当でありまして、共済費、旅費については、会計年度任用職員の社会保険料等と通勤に係る費用弁償でございます。委託料については、学校事務補佐員の健康診断実施のためのものでございます。増減理由については、記載のとおりでございます。

続いて、27ページの中学校管理運営経費については、学校の運営や施設設備の維持管理に関する経費であります。主な理由は小学校と同様でございます。

続きまして、28ページの健康管理経費でございますが、生徒の健康管理に係る経費でございます。こちらも主な内容は小学校と同様でございます。なお、備品購入費については、冷凍庫を購入するものでございます。増減理由については、記載のとおりでございます。

続いて、29ページ、特別支援教育推進事業費については、小学校と同様2名を増員し、各校に3名の特別支援学級補助員を配置するための経費でございます。負担金、補助及び交付金は、小学校同様1校当たり20万円のご寄附を活用した特別支援学級思い出づくり事業補助金でございます。増減理由については、記載のとおりでございます。

下段の表をご覧くださいまして、本事業費の特定財源でございますが、まちづくり基金繰入金4,188万5,000円のうち60万円を負担金、補助及び交付金の特別支援学級思い出づくり事業補助金に充てております。

続きまして、資料30ページ、グローバル教育推進事業費でございます。こちらも小学校同様、外国人指導者を各中学校に1名ずつ常駐させることにより、指導体制の充実を図ってまいります。また、委託料については、校内サーバー更新による入替えのほか、小学校同様GIGAスクール構想による校内ネットワークの保守などがございます。なお、中学校では、学習指導要領を踏まえまして、技術家庭科を中心にパソコン教室の環境を生かした学習活動を効果的に行うため、パソコン教室用コンピューターは引き続きリース契約を行ってまいります。増減理由については、記載のとおりでございます。

続きまして、31ページの中学校維持管理経費につきましては、中学校3校の施設維持管理に関する経費を計上しております。主な内容については小学校と同様でございますが、工事請負費については、旭が丘中学校北棟屋上防水工事を行うため皆増となっております。なお、増減理由については、記載のとおりでございます。

続きまして、予算書90ページ、91ページになります。2目教育振興費でございます。タブレット資料は32ページでございます。就学援助等事業費でございます。令和6年度の要保護及び準要保護生徒、就学援助費の対象生徒といたしましては202名でございます。特別支援教育就学奨励費の対象生徒としては19名を計上しております。なお、増減理由については、記載のとおりでございます。

本事業費の特定財源につきましても、資料記載のとおりでございます。

続いて、33ページの教育活動充実事業費につきましては、内容としては小学校と同様でございますけれども、中学校については部活動がありますため、部活動用の消耗品費1校当たり5万円なども計上してございます。増減理由については、記載のとおりでございます。

下段の表をご覧くださいまして、本事業費の特定財源でございますけれども、まず株式等配当金54万3,000円のうち50万円を寒川東中学校で購入予定のプラスバンド備品の購入費に充当してまいります。まちづくり基金繰入金4,188万5,000円のうち110万4,000円を学校図書館の図書備品購入に充当してまいります。

資料34ページの豊かな心・文化育成事業費では、こちらも豊かな心や生涯にわたって学ぶ力を育成するための部活動、進路指導に係る経費の補助等を行ってまいります。

続いて、資料35ページ、少人数教育推進事業費では、中学校の数学、理科等の授業において、少人数学習を行うための少人数学習補充教員を各中学校に1名雇用するための報酬、職員手当等共済費及び通勤に係る費用弁償でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

以上で、3項中学校費のご説明を終わります。ここで一旦またご説明を区切らせていただきます。これまでの内容につきましてご審査のほどよろしくお願いいたします。

**【柳田委員長】** 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

青木委員。

**【青木委員】** まず、グローバル教育推進事業、18ページと30ページ、小学校と中学校ということで、備考欄にいろいろと更新とか増と書いてあるんですけど、もう少し詳細をお聞かせください。あと21ページの就学援助等事業費、こちらは扶助費が就学援助費の一部費目の支給人数及び金額の見込みが減少したためと書いてあるんですけど、ここも分かりにくいので詳細を教えてください。それと22ページ、次のページなんですけど、教育活動充実事業費なんですけど、プールのこと、委託料のことが書いてあり

ますけど、こちらは全校がそういう形、自校でというのではないということなのかどうか、その辺の現状を確認させてください。それと少人数教育推進事業費、24ページ、こちらは任用職員で少人数学習補充教員及び補助員ということなんですけど、これは従来いらっしゃる方だと思うんですけど、この辺の少人数学級について、今生徒さんも減少していく中で、実際少人数学級になっているというようなこともあるんですけど、現状少人数学級について、どういう状況になっているのかということと、今補充職員、補助員は足りていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。それと28ページの健康管理経費なんですけど、こちらは一般質問でも取り上げたんですけど、生理の貧困について。前の予算委員会でも聞いたときには、一般質問で聞いたときか、その辺ははっきりしないんですけど、実際今のところはまずトイレに置いていないという状況だという話だったんですけど、その後の設置状況というのをまずお聞かせください。それとあと30ページの、これは共通するんですけど、グローバル教育推進事業費、外国人の指導者によって英語の成績が上がりましたということは報告を受けているんですけど、それでしたら、単純なんですけど、ほかに主要な科目についても、専門的な指導者というのが必要なのではないかなと思うんですけど、学力向上を底上げしていくという意味では、そういった専門的なものが必要かと思うんですけど、その点の見解をお聞かせください。6点、よろしくお願いします。

**【柳田委員長】** 押味専任主幹。

**【押味専任主幹】** それでは、委員の1点目のご質問にありました18ページのグローバルの増減と、あと中学校費、30ページの補足をさせていただきたいと思います。まず、ICTに関する2つ目の需用費、消耗品費と記載があるんですが、パソコン教室が今年度7月末で小学校は終了します。それに伴いましてプリンターのリース期間も切れますので、それに伴いますインク購入費の減というのが1点目です。2点目の需用費です。修繕料です。こちらはタブレット端末の購入時に3年間の物損と自然の補償に入っております。そちらが今回切れましたので、今後はその保険で対応するというのではなく、修繕費を取るという形に変更するというようになっております。そちらにつきましては、iPadは非常に丈夫で、なかなか壊れにくいという背景がありまして、修繕費が費用対効果がよろしいのではないかとということで選択をしております。あと4点目の委託料、タブレット端末購入時の3年間のヘルプデスク契約の期間満了に伴う更新に伴う増、これも先ほど言った3年間でヘルプデスクが切れますので、例えば学校で困ったときとか、相談する窓口の更新に伴うものになります。あと、使用料及び賃借料のPC教室及びプログラミング機器及び特別支援学級コンピューターリースの期間が令和6年4月末終了に伴う減ということなんですけど、まずPC教室の小学校は、タブレットの活用が非常に効果的であり、PC教室よりも教室で行える学習という意味で効果がありますので、小学校はPC教室は7月でリースの延長を行いません。あと、これはGIGAスクールの前に寒川は先行してiPadを特別支援学級に配当していたんですね。ただ、それもGIGAのタブレットで代用が可能ですので、特別支援学級のiPadのコンピューターのリース期間が7月末で切れますので、そこのところになっております。あとプログラミングの機器なんですけど、こちら先行してレゴのマインドストームというものをGIGAの前に購入して導入しておりました。ただ、こちら今タブレットに同様のプログラミングのアプリがたくさんありますので、そちらで代用可能で、リースの期間の終了を考えております。あと最後なんですけど、学級数の増減がありますので、それに伴いましてタブレット端末の充電保管庫がないと非常に不便です

ので、そういった購入費という形になっております。あと引き続き、30ページの中学校費なんですけども、重なるところもありますので、それは割愛させていただきまして、4点目、使用料及び賃借料のコンピューターのリース期間、中学校につきましては、タブレットではなくて、高度な学習が学習指導要領で求められておりますので、それに対応するためにPC教室のコンピューターは再リースという形で考えているところでございます。

以上でございます。

**【柳田委員長】** 千野副主幹。

**【千野副主幹】** そうしましたら、2点目でご質問いただいております就学援助費の支給人数及び金額の見込みが減少したためという理由についてのご質問にお答えさせていただきます。まず、昨年令和5年の当初予算の要求のときには、小学校は357名の支給の認定者の人数で要求しておりました。これが6年度は318名とさせていただいております。こちらの人数が減っている理由といたしますと、今年の1年生の入学される予定の方の人数と6年生で今度卒業されて中学1年生に上がる方、こちらの人数の認定されるおおむねの予測される人数にかなり差がございます。それと、そういったところでの人数の差がありますのと、あと全体的にここ数年見ていきますと、経済的な困窮で認定を受けられている方というのが、令和4年から5年に比べると30名ほど減っているとか、認定される方、申請される方の人数も減ってきておりますし、認定される理由でも一定数減ってきているところがありまして、こういった減少となっております。金額についてかなり減ってきている大きな要因といたしますのが、オンライン学習に対する支援というものが実はございます。コロナ禍が過ぎまして、こちらについては、家庭でオンライン学習を行った場合に支援するものになるんですが、今までこちらについては、去年は260万円ほどこちらで要求していたところなんですけども、実際にはこちらは使われていない、実施されていないという状況でございます。なので今回は1か月ほど実施した場合、大体30万円となりますが、そういった金額の要求に変更してございます。それが大きく変わっているところ、あとは全体の人数が減ったことにより総数の支給額が減っているというのが主な要因となっております。

以上でございます。

**【柳田委員長】** 黄木課長。

**【黄木学校教育課長】** 私から、まず3点目のプール委託料の件についてお答えさせていただきます。小学校全校でもプールの外部委託を活用していくのかというところがあったかと思いますが、現状一之宮小学校、小谷小学校に加えて今年度新たに寒川小学校が追加され、補正予算による外部委託ということで、これまで町営プールを活用してきたわけですけど、3校目となりますと、屋外で町営プールはというところで、季節的な回数のキャパシティで、3校目となりますと、かなり回数が1校当たり減ってしまうということなので、民間のスイミングスクールを活用させていただきました。ほか2校については、現在自校のプールがまだ十分使えるということでございます。外部委託するメリット、デメリット、また自校のメリット、デメリットとやはりありまして、自校ですと、近くにありまして、本当にそういった分で移動の時間的なロスが少ないですし、学校が管理しているプールですので、非常に融通がききやすい、時間割等の柔軟性というところでは非常に活用しやすいということがあります。ただ、外部に委託する際にも専門のインストラクター等を活用できるというメリットもありますので、我々の

最重要方針としましては、大規模な修繕を伴うものについては、今後も外部への委託ということで、費用対効果の視点から進めていきたいと思っております。既に今後のシミュレーションも行ってございまして、中長期的な方針というのも、そういった部分で立てております。教育施設給食課とも連携しながら施設面の修繕は情報共有しながら方針を定めていきたいなと思っております。ですので、次年度の予定としましては、2校は自校プール、3校については外部で、今回次年度について一之宮小学校と小谷小学校については、民間のスイミングスクール、寒川小学校については町営プールということになります。隔年でこのグループが入れ替わっていくということで、町営プールは町民の方、もちろん児童に公平に使っていただきたいという視点もあって、そのようにしております。続いて、4点目の少人数学習に関わってでございますけれど、この点は補助員、補充教員というのは、しっかりと配置ができております。学校現場、先生方からは非常に助かっていると、今少人数学級は1クラス40人から35人を上限としてというものを進めてはいますが、1人の教員で多数のお子さんを指導していくときに、いろんな課題を抱えるお子さんもいますので、そういった部分でチームティーチング等で連携していくと、より質の高い教育が展開できるなというのを感じております。少人数学級でのお話がございましたけれど、今年度については、小学校4年生まで35人を上限とする学級になっております。次年度令和6年度については、小学校5年生までということになっております。学校現場からは、少人数学級については国の施策を順次進めていくというところで、教員配置についても県の教育委員会と連携しながら、しっかりと今年度も、また来年度も欠員等がないような形で、今かなり教員の人材不足が言われていますが、今の予定では欠員なしで寒川町は何とか努力をしまして進めているところでございます。そういったところでは十分人員というのは配置できているかなと思っております。5点目の生理の貧困に関わる生理用品の配置についてでございますけれど、これは学校現場、特に養護教諭については、性に関する部分の専門知識も持っておりますし、またそういった点では女子生徒に対してしっかりと対応できるようなスキルも持っておりますので、専門的な養護教諭とは定期的に養護部会という形で連絡を取り合っておるところでありまして、その中でも今児童生徒は、トイレに配置しなくても養護教諭との信頼関係もできている中で十分に適切に子どもたちに必要に応じて配布できているという声を聞いておりますので、そういったところで、学校の現状からトイレにも置いたほうが良いということであれば、我々もそういった形で学校現場、養護部会と話し合いながらそのようにしていきたいと思っております。今のところ特にそれで問題が生じているというのは、子どもたちからも学校現場の養護教諭を中心とした先生方からも、そういったお声はいただけていないので、現状のとおり進めていいのかなと、性に関することはセンシティブな内容ですので、慎重に進めてまいりたいなと思っております。最後6点目、グローバル教育推進事業の英語力向上に関わって、幸い結果も少しずつ出ている中で、他教科についてということで、いろんな教科についても、そういった視点もあるというところでは、非常にありがたいお話なんですけど、予算等も限られているところなので、選択と集中ではありませんけれども、特に今後グローバル社会がますます進展していく中で、ICTと外国語は、かなり力を入れていくことが大事で、他教科ももちろん正規の教員、臨時的任用職員等の非正規の教員を含めて、校内研究や教職員研修会を通じて指導力の向上を図ってまいりますけれど、特にその中では英語教育、それとICT教育には町の施策として力を入れていきたいなと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 教育活動充実事業費を非常に丁寧に説明していただきました。基本的にはリースの更新ということだと認識しましたが、最初、国が支給したじゃないですか。今後古くなっていくという点では、国が交付金を出すかどうか分からないんですけど、その辺は町が負担ということになるんでしょうけど、今後のことなので、その辺の考えと、基本的には現状としては更新というような考えかどうかということを確認させてください。それとあと少人数教育推進事業費については、国の政策として小学校が令和5年までということになって、小学校6年までということを順次進めていっている中で、寒川町は今欠員がないということで、その辺は補完しているという理解をしましたので、こちらは大丈夫です。それと、あと就学援助のことも内容が分かりましたので、なぜ減っているかということが理解できましたので、こちら結構でございます。あとプールのことですね。ちょっと飛んじゃってすみませんが、教育活動充実事業費は、今回は民営に一之宮と小谷、町営を寒川小学校が利用するという事で外部委託しますということと、あとは自校プール、二極化しちゃっていますよね。先ほど公平と言ったんですけど、どう考えても公平じゃないんですよ。その辺の見解を伺いたいと思うんですよ。どう考えても自校のプールであれば、授業をそのまま受けて、またすぐに授業を受けられますけど、たしか移動する時間を取りますよね。その点からいったら全然公平じゃないんだと思うんですけど、見解をお願いいたします。それとあと生理の貧困なんですけど、先ほど課長もおっしゃっていましたが、保健室の先生と、非常にデリケートな問題なので、そういったところで連携していくので、トイレに配置しないというような話だったんですけど、多分生徒とか子どもたちにとっては、それがそういうものだという認識だと思うんですね。トイレに置いておけば、それをそのまま自由に使ってくださいというふうにすれば、非常に自由度、相談できないお子さんもいらっしゃると思うんですよ、保健室で先生に恥ずかしくて相談できないという事例も出てくると思うんです。それだったら連携することも大変重要な事なんですけど、だけど、考えると、そういった自由度を高めて、持って行ってくださいということが必要だと思うんですね。実を言うと、町民安全課の備品について聞いた中で、ローリングストックというのをやっています、生理用品がなくなったら、処分しなきゃいけないということで、それはいろんなところで有用に使ってってもらいたいということをおっしゃっているんですね。そうすれば町としては予算もかからずに自由にトイレに設置するという事もできると思うんですよ。そういうところを考えてほしいんですけど、その辺の見解をお聞かせください。

【柳田委員長】 青木委員、あと他教科の専門的な人材に関しては大丈夫ですか。3点になるかと思いますが。

押味専任主幹。

【押味専任主幹】 では、1点目の今後の端末の更新、今後についてのお尋ねについてお答えさせていただきます。おかげさまで、本格導入してからタブレットは3年間たっているんですけども、先生方も子どもたちも活用しているところでは非常に効果があるものかなと考えております。今活用でいうと、使っていただいて、質を高めるところがありますので、そういったところも重視していかなきゃいけないんですが、委員会としまして、効果的なものを今後子どもたちはグローバル社会で生きる

中でICTというのは必要不可欠でありますので、教育委員会としても、また次期端末の更新を考えております。そこにつきましては、国が計画的な更新として予算を計上するとお聞きしております。現状でいいますと、補助金額は5.5万円で補助率3分の2とお聞きしており、また県が基金を設立しまして、共同調達で入札するという話になるとお聞きしておりますので、また、そういったところは国の動向を踏まえながら、しっかりと次期端末の更新の整備をしっかりと行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 2点目のプールの委託料の関係でございますが、公平性という観点でお話がありました。完全に公平というところでいうと、もちろん全て自校でプールを実施するという以外に選択肢はなくなるわけですが、大体自校のプールをさらに大規模修繕となりますと、億単位が1校当たりかかっていきますので、それは今後の町の財政や教育に関わる予算の割合で考えますと、いろんな取組をやっていきたいので、プールだけに多くの財政的な投入をしていくというのはバランスが難しいのかなと、逆にその部分をほかの取組に充てて、より教育の質を高めたほうがいいのかという全体的な視点での考えがまずあります。委員がおっしゃる中で、移動時間でございますけれど、まさに移動時間については、効率的にできるようにバスで送迎させていただいていますけれど、それでも往復1時間程度は、乗り降りも含めてかかっているんじゃないかなと、大体1回当たり3コマ3時間を使って行っていますので、計3回ですと、実質プールに入っている時間が1回当たり2時間程度掛ける3回ですと、6時間、一般の自校プールの時間ですと、天候にも左右されてしまうんですけど、8時間ないし7時間程度なのかなというところなんです。若干時間は少ないですけど、その部分はインストラクターが入って、水泳授業の質がかなり高まっています。逆に回数を同じにし過ぎてしまうと、かえって外部委託のほうが充実し過ぎて、そういう点での不公平が発生してしまうのではないかと、バランスを我々も考えて、今回数等は検討して実施していただいています。おかげさまで、保護者の方も見学に来たりというときもありまして、非常に好評をいただいているところでございます。学校現場の先生にとっても、専門のインストラクターとともにできますので、指導の点でも負担軽減にもなっていますし、コロナ禍で水泳授業が数年ありませんでしたので、その際に新採用の教員が多数入ってきています。そうした水泳授業を経験していない教員が多かった中でも、そういった部分でも寄与できたことは非常に良かったのかなと思っております。3点目の生理の貧困についてでございますけれど、委員おっしゃるとおり、自由度を高めてというところ、これはまさにメリットであると十分承知しているところでございます。そういったことも鑑みながら、教育委員会から一方的に学校現場の声を無視してやるというのはあれですと、もちろん児童・生徒の声というのも非常に大事だと思います。そういったものをしっかりと教員が耳を傾け、寄り添って今後ちょっとセンシティブな関係は柔軟にまた対応していきたいと思っておりますし、こういったお声があるのは養護部会に今後も伝えながら、どうやっていくかというのは、また考えていきたいなと思っております。また、町民安全課の備蓄倉庫等にありますが生理用品のローリングストックについては、当初から町民安全課とも連絡を取りながら存じているところで、ただ、現在実は結構生理用品は十分でございますので、そういった部分が不足であれば、ローリングストックなども活用していけ

ればなと思っております。

以上です。

**【柳田委員長】** 青木委員。

**【青木委員】** 分かりました。3つあったんですけど、3つ目の生理用品についてと、あとプールのことをもう少しお聞きしたいんですけど、今いろいろなメリットを言っていましたけど、インストラクターがついて、それでと言っていたんですけど、それは自校にもインストラクターをつければいだけの話だと思うんですね。それとあと公平面からいったら、今も何億円かかるというようなことを言っていたんですけど、リースだってトータルしたら何10年というスパンで考えたら、何億円ということになるんだと思うんですね。そうするとなれば、自校方式を直すとなると、一遍に2億円とか3億円というわけではなくて、やり方というのはあると思うんです。だからそういう点でいくと、自校のプールのほうが本当に便利なわけですから、すぐにプールの授業を受けて、また次の授業にという点では、自校のほうが自分の考えとしてはそういう考えなんですけど、その点の見解をお聞かせください。それとあと生理の貧困については、基本的には十分に生理用品は足りているということなんですけど、今要望がないからということで取り上げていないとは言っているんですけど、ほかの自治体ではやっているわけですよ。学校のみんが使うトイレに置いているということをやっているわけですね。先ほど言ったとおり、相談できないお子さんとかもいらっしゃると思うので、そういうお子さんに寄り添っていくという考えであれば、意見がないから設置しないという考えにならないと思うんですけど、自由度を高めて、どなたでも生理用品を使えるというふうにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その点の見解を最後にお聞かせください。

**【柳田委員長】** 黄木課長。

**【黄木学校教育課長】** まず1点目、自校プールとの関係でございますけれど、我々も様々なシミュレーションを行って今の結論に至っております。自校プールを大規模改修して造った場合、さらにその後維持管理が毎年度かかってきます。プールについては常時使うものではないので、使用しない期間が長い分、傷みが多く発生しがちです。そういった部分で耐用年数ですとか、もちろん大規模改修にかかる費用ですとか、それと維持管理、修繕等全て見たときに、また外部委託の費用も換算した中では、外部委託は非常に費用対効果も高いという判断に至ったということです。これが自校プールの費用対効果と同じであれば、もちろん自校プール大規模改修も考慮に入れましたが、ただ、外部委託も非常に有効であるという判断で、このようにさせていただいています。中長期的な視点からもこのように選択しているということで、ご承知おきいただければありがたいところです。2点目の生理用品については、委員おっしゃるとおり、他の自治体もやっているというのは、我々も実は全県の状況も常に把握を定期的にしておるところです。どの自治体がどのようにやっているかというのは、手元に資料はございませんけれど、定期的に把握を实はしております。その中で委員おっしゃるとおり、他の自治体でトイレにも置いているところもあれば、我々と同じように保健室へ必要に応じて取りに行くという形も混在しているというのが現状でございます。こういったところで、様々な考えがあるので、我々も現状、寒川の実態を踏まえながら今後も進めてまいりたいと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 それでは、大きくは3点聞かせていただきます。まず、15ページ、28ページの小・中学校の健康管理経費でAEDの管理をしていますというお話でした。まずAEDの設置場所をお聞かせいただきたいのと、これは支出の事業名目が健康管理経費になっておりますので、児童生徒が学校で活動する際、いざという時のために設置しているという理解でよろしいのかどうか、まずお聞かせいただきたいと思います。それから16ページ、特別支援教育推進事業費の中で、通級指導教室ことばの教室が全小学校に設置されますというお話で、非常にいいことだし、喜ばしいなと思っておりますけども、全校にことばの教室が設置できた際の詳細な運用、職員の配置ですとか、その辺についてもうちょっと詳しくお知らせいただきたいと思います。それから、これまでことばの教室、通級指導教室については、まだまだ全国の事例を見ても中学校への設置というのは、数は少ないというのは承知しておりますけれども、中学校への設置というのも非常に今ニーズが高まっておりますし、設置しているところの様々な状況を見ると、必要なだろうと我々が考えております。令和3年の決算時に中学校への設置の考えを質問させていただいたときに、今後必要性を感じているので、しっかり進めていきますというお話の中で、今回小学校全校に設置されるということなので、この辺の中学校との連携がしっかり取れるような体制が組めるのかどうか、その辺をまずお聞かせいただいた上で、将来的に中学校への設置もしていくお考えを持っていらっしゃるのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。それから31ページ、中学校の維持管理経費で、様々学校の建物、グラウンド等に支障がある場合については、この経費でもって整備していくということになるかと思いますが、旭が丘中学校のグラウンドの水はけが非常に悪くて、雨が降ってしまうと3、4日グラウンドが本当に使えないような状態になってしまうケースもここ最近あるというお話をいただいているところですが、その中で6年度の予算の中ではその辺について、先ほどの説明の中ではなかったんですけども、こういったケースの場合、どういう条件が整うと解消に向けた動きが出来上がっていくのか、その辺についてお知らせいただきたいと思います。

【柳田委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 まず1点目、AEDの設置に関わる点でございますけれど、まずAEDの設置場所については、学校によって多少場所のずれはありますが、往々にして職員室に近い場所に置かせていただいています。委員おっしゃるとおり、児童生徒のために扱われるものということで、今回学校教育課で設置させていただいておりますので、職員室に待機している教員が発生場所にすぐAEDを持って駆けつけて、いろいろ対応ができるようにという意識で置かせていただいています。様々な場所にも対応できるようにとの考えで置かせていただいております。2点目、ことばの教室、通級指導教室についてでございます。こちらについては、学校教育法施行規則第140条に、様々な発達障害等を含めた障害に応じた一人一人への教育を充実させるべきということがございます。そういった点から通級指導教室、いわゆることばの教室というのは非常に有効であると、法令にもそういった定めがございます。県内では市規模等の、寒川町は、市とかなり似たような規模でございますけれど、そういった規模の中で小学校全校設置するというのは初めてじゃないかというぐらいご理解いただいていることに、非常に

ありがたいなと思います。教員の配置でございますが、教員の配置については県費負担教職員ということで、県費の教職員が配置されていくことになります。これは児童生徒数に応じた教職員の数というのが配置になります。具体的に申し上げますと、児童生徒10名に1名の教職員が配置ということになっております。現在小谷小学校と一之宮小学校にことばの教室が設置されておりますけれど、こういった部分でその人数に応じた教員が4名ずつ配置されています。実は教員の配置数は上限もございまして、最大で4名が上限になっています。今各校で40、50名程度ですので、4名最大の教員の担当する配置の人数ではちょうどよいところではありますけれど、ただ、これは他校、設置されていない学校さんから通われている児童さんも含まれているということで、そういった部分では全校設置になれば、他校さんから来ているお子さんたちが自校で受けられるということで、今ことばの教室で指導している教員等が、場合によって、そのときになってみないとまた分かりませんが、4名から3名というようになっていく中で、もう一名は他校の今度開設していくところにも配置ができるのではないかと、また常にことばの教室の担当になっている先生方が、ずっと従事していくわけでもないので、校内人事の中で通常級に行ったり、そういった経験者もおりますので、そういった中で配置の工夫などをしまして、新設校にはまた経験ある方をできれば配置していく、また今既に設置している一之宮小学校、小谷小学校については、また新たに徐々にことばの教室に従事していただく先生にも入っていただきながら、既に入っている先生と連携しながら、協力しながら、またそのスキルを上げながら対応できていければなと思っております。また、そういった中では、研修等も必要なのかなと今後思っております。これはことばの教室、通級指導教室に従事する教員はもちろんですが、通常級に在籍したまま通級するというものですから、担任の先生との連携というのは欠かせないところでありますので、今も円滑に進めていただいておりますけれど、今後ますます関わりのある通常級の先生方も増えていくことにもなりますので、教職員全体での研修、具体的に申し上げますと、我々も年に複数回教職員研修会を行っておりますので、そうした機会も捉えながら人材の育成にも取り組んでいきたいなと思っております。また、中学校設置については、ニーズが高まっていると我々も委員同様承知しているところでございまして、実は先日県内でも中学校に設置している市町村はかなり少ないんですが、我々が承知しているところでは、横浜市さんと海老名市さんと、先日海老名市さんに私も直々に担当の指導主事とともに視察に行っていました。そういった部分で中学校への設置も以前委員おっしゃったとおり、教育長からも議会を通じて中学校の設置を考えていきたいと申し上げておりましたので、それについては我々も計画的に進めていこうと考えています。その前にまずは小学校全校にしっかりと設置した上で、次の近いうちに、できれば翌年度とか、そういった部分に向けて中学校にも設置していけるよう準備してまいりたいという考えは今のところは持っておりますが、まだ今後調整はしていければなと思っております。

中学校との連携では、まだ中学校に設置はしていませんが、設置にいずれなっていくのであれば、そういった部分では、今小学校の通級指導教室の担当者は複数いますが、そういった中で学校の枠を超えて担当者の連絡会というのをやっておりますので、そういった部分も小学校だけではなく、小・中合わせてやっていくとか、もちろん通級指導教室で指導を行った者は、現状も中学校に引継ぎという形でもしっかりとつなげていっておりますので、設置まではそういった部分でも、また中学校の先生方とも連携していければいいのかなと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 それでは、旭が丘中学校のグラウンドの水はけについて、どのような考えを持っているかというところでございまして、まず丘中の生徒さん、それから先生方は、日々体育、部活に水はけの点ではご苦労されていると承知しているところでございます。また近隣の方にもグラウンドからの雨水の流出、そういったところもこれまでご迷惑をおかけしていたところでございまして、こちらについて、まずご着目いただいた中学校維持管理経費の中では、グラウンドの対策費というのは計上してございませぬ。

ただ、後ほどまた説明させていただく社会体育、学校開放事業では、毎年でございますけれど、利用者のご利用料を活用させていただいて、グラウンドを学校開放にもお使いいただき、そしてグラウンドは授業にも結果的に同じグラウンドですので、水はけのいい砂ぼこりのたちにくいグリーンサンドというものをグラウンド整備の際に使っていただくといった、当面の対策というのはしつつあるところでございますが、抜本的な対策というのは、10年以上前に平成の時代にグラウンドの水はけの抜本的改修に向けて予算について検討した経緯がありますが、その当時で、記憶ですけど、6,000万円以上かかるので、それから10数年たっていますので、現在では1億円以上かかるはずだと、どうしてもグラウンドのまず水はけの悪い土がかなり深く入っておりますので、それを全面的に水はけのいい土、砂に替え、なおかつ雨水を、宅内処理の原則がありますので、学校内で浸透させるために地下貯留槽を造る、そういった大がかりなものが必要になってございます。

黒沢委員は、どういった条件でそれは実施していくのかとおっしゃいましたけれども、それについては今どうしてグラウンドにそのような改修をしてしまう、今後旭が丘中学校に限らず、学校の更新を控えております。建て直し、それから大規模改修、それには仮設校舎なり屋移りを考えますと、現在のグラウンドを使うことが、恐らく想定されることがありますので、計画のもろもろ、コンセプトが決まってからでないと、どうしても投資効果としては悪いものになるので、申し訳ないんですけど、それを待っていただくという形が今の考えでございます。ただ、その間できる限りの表面的な手当て、そういったところは引き続きやっていきたいと思っておりますので、何とぞご理解いただければと思います。

以上です。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、AEDですね。これは設置の場所、それから設置の目的と言っていいのかな、も理解しましたけれども、今、水越課長からも各学校が学校開放されておまして、要はAEDが校内に設置されているので、学校が閉まっているときにも学校開放でスポーツ等をやっていただく団体等がいらっしやる中で、いざというときにAEDが持ち出せない状況があるんだろうなと思っていて、それはあまりよろしくない状況なのかなと考えていますので、学校解放のほうでもう一回聞きます。それから通級指導教室については、承知しました。重層的な体制で町内の支援が必要な子どもたちに対してしっかりと対応していただいたことに関しては、本当に評価できることだと思っておりますし、町レベルでこれだけ充実した体制を取っていただいているという部分については、本当に素晴らしいと思うんですけど、今、課長からもあったんですけども、中学校に設置されていないことで、決して中学校になったか

らその症状が改善するとかということではないんですよ、通級指導教室に通っているお子さんたちについては。できれば継続的に中学校に設置されていない状態の中でも、例えば今まで通っていた小学校の通級指導教室に通うことを可能にするとか、そういったことも含めて連携は取れないものかなと、課長からは、早期に中学校にもというお話をいただいたところではありますけれども、その間そういう対応と人数があまりにも増えちゃうと、今度職員の皆さんが対応し切れないという部分も理解はしますけれども、そういったことが可能とならないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。その辺についてももう一度お答えいただければと思います。それからグラウンドの件、旭が丘中学校は、本当に以前から課題としてずっと残っている中で、応急的な対処をしていただいた中で、少しよくなったりということはあったかと思えます。抜本的な解決については、そういう理由が当然出てくるだろうなと思えたので、ただ、現状のまま見過ごすこともできないので、今、課長からもあったように、できる限りの対応はしていただきたいなと思えますので、要望で結構です。

【柳田委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 通級指導教室、ことばの教室へのご評価ありがとうございます。今後ともそういった声を大事にしながら、しっかりと進めてまいりたいと思っております。また、中学校に進学するお子さんについては、本人、またあと保護者と相談しながら、小学校での通級指導教室での指導の部分を相談しながら引継ぎを進めてまいりたいですし、個別の教育支援計画、また指導計画も確実に次の中学校に了承を得ながら引き継いでまいりたいと思っております。また小学校で支援がうまくいったところですか、逆にまだうまくいっていない、課題になっていること、また小学校と中学校との違いが、校種によって大分教科担任制がかなり進むとか、そういった部分もありますので、そういった部分も含めて環境の変化をしっかりと引継ぎをするように、また連絡会等を通じて周知してまいりたいと思えます。また中学校に例えば進学しても小学校に通えないかというようなお考えがあったと思えますけれど、現実的にどんな課題があるのか、またお子さんの心情というか、中学生が小学校に来ているなという周りの目とか、そういったニーズとかも把握しながら考えてまいりたいなと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

新村副委員長。

【新村副委員長】 それでは、ページ数にすると31ページになると思うんですけども、学校の維持管理経費の件についてお聞かせいただきたいんですけども、先日卒業式があつて、私は体育館に行くことがあったんですけども、その中で天井の照明が切れていて、ついたり消えたりをずっと卒業式の最中に繰り返していたというのがあつて、かなり見栄えがよくないなという状態だったんですよ。それに以外にも細かい部分でいうと、パイプ椅子が設置されていたんですけど、その下にゴムがついているじゃないですか。そのゴムが取れてしまっていたり、ずれてしまっていて、床を傷つけるような状態になっていたんですよ。そういう部分に関して管理体制というか、例えば天井だったら、学校で、切れました、すぐに電球交換とか、変圧器だと思うんですけど、そういうのを交換とかができないんですか。どのような管理をされて、学校から要望があつて交換するのか、そういう部分についてお聞かせいただけますでしょうか。

【柳田委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 卒業式のときにいろいろご迷惑というか、ご心配をおかけしたことかと思えます。お話にあったように、基本的には学校から要望を上げていって不具合報告書を上げていただいて、それに応じて対応しているところまでございまして、ただ、それについてはまず第一は、児童生徒の安全安心を優先してやっております。そういった中でも必要に応じて優先順位をつけてやっているところまでございまして、今回そこまでに至らないところがございましたということで、申し訳ないなと思っております。学校全体で日々不具合が多く発生しております、できればそういったところも計画的に不具合が起きる前に定期的に交換というところが理想的なのでございますけれども、現状では発生したものに對して対応していくというところまでございまして、順次対応していく体制でございます。椅子の件に関しては学校教育課からでございます。

【柳田委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 照明も含めて学校教育課の観点からお話しさせていただければなと思えますが、照明については、確かに私も同じ会場におまして、ちかちかして、LEDの調子が、多分熱を持つと自動的に消えたりとか、そういった作用なのかなと思ったりしていました。ただ、私も学校を訪問するときは、いろんな学校の設備をしっかりとチェックするタイプなので、それ以外も照明が消えているところもあったので、そういったところは、実は管理者は学校の校長、教頭であるので、学校を管理している管理職がしっかりと把握して、我々にまた要望するということが大前提になります。我々も学校に訪問することがありますけど、そのときに気づいた点はお話ししたりしますけれど、特に卒業式とか、式典の前に計画的に照明が切れているので交換をお願いしますと、よくお話が学校からあるので、今回はそれが管理職も気がつかなかったところもあったのかなと、我々も校長会、教頭会を通じてそういった部分の周知を再度要望を出してくださいということで、図ってまいりたいと思っております。学校の管理職も順次また定年等で入れ替わりもしていますので、今までの考えというのがうまく引き継がれていないという点ももしかしたらあるかもしれませんので、そういった周知をしっかりとまいりたいと思えます。また、パイプ椅子のゴムについてです。これについては、様々な学校の予算要望については、予算を作成していくにおいて、学校から要望を出していただいて、書面等、また写真等も添付していただきながら提出いただいて、さらに我々が教育施設給食課も含めて各学校に赴いて、直接お話も伺う、その資料を基に。そういった中で予算も限りがありますので、優先順位を決めながら、また予算措置をしていくという形で進めています。パイプ椅子のゴムもだんだんと劣化していって、外れてしまっているとか、位置が違うところに移動してしまっているとか、様々ありますので、そういったところは今後またいろいろな必要な消耗品等の備品等の優先順位に鑑みながら、整備を進めてまいりたいなと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 新村副委員長。

【新村副委員長】 照明に関しては、正直、学校側が言わなかったとか、そういうのじゃなくて、もしかしたら前日の夜とか当日の朝に切れたかもしれないというのがもちろんあるので、別に責めているとか、そういうわけじゃなくて、こういうことが起こったときに早急に対応していただけるような体制

をつくっていただければ大丈夫だなというご質問でした。なので、その部分に関しては分かりました。あとパイプ椅子のゴムに関しても、じゃ、今あのゴムがずれているから、先生、みんなで残業してやってくださいということももちろん申し上げませんが、あれだけの数があるので、相当修復とか、改善するのに時間がかかるものだと思うので、優先順位を考えながらやっていただければいいと思いますので。

以上です。意見で大丈夫です。

【柳田委員長】 これにて質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、小学校費、中学校費の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時5分です。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより教育委員会社会教育費、保健体育費の審査に入ります。執行部から説明を求めます。

高橋課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、続きまして、予算書90ページから93ページになります。4項社会教育費になりまして、1目社会教育総務費からご説明申し上げます。タブレット資料36ページをご覧ください。まず、職員給与費でございます。こちらは教育政策課社会教育担当の職員の人件費でございます。

次に、37ページ、社会教育委員活動事業費については、委員への報酬、県の研修会等への参加に伴う旅費、また県社会教育委員連絡協議会への負担金等でございます。増減理由については、記載のとおりでございます。

続きまして、38ページ、社会教育関係団体活動支援事業費につきましては、社会教育関係団体の活動支援のため、町PTA連絡協議会及び町婦人会への活動補助金でございます。町PTA連絡協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで事業中止など伴う繰越金がここ数年多かったという状況もありましたことから、活動に支障のない範囲での今回については補助金を一部減額したところでございます。

続きまして、39ページをご覧ください。社会教育総務事務経費につきましては、社会教育担当職員が会議や研修会等に参加するための旅費でございます。

続きまして、2目文化財保護費でございます。タブレット資料40ページをご覧ください。文化財保護事業費については、文化財保護委員への報酬のほか、報償費につきましては、岡田の大神塚発掘調査の指導者等への謝礼でございます。委託料については、大神塚の保存や開発等に伴う埋蔵文化財の調査、負担金、補助及び交付金は、祭りばやし保存会連合会への補助金となっております。増減理由については、備考欄記載のとおりでございます。また、本事業費の特定財源につきましても、資料記載のとおりでございます。

続きまして、41ページ、文化財学習センター事業費でございますけれども、報償費については、布草履づくり教室の講師謝礼、役務費は、同センターの建物火災の保険料、電話及びインターネット回線使用料、使用料及び賃借料は、センターで使うコピー機の借上料でございます。

続きまして、予算書92、93ページの3目公民館費に移ります。タブレット資料42ページをご覧ください。公民館運営事業費でございますが、こちらは町民センター及び公民館の運営管理の関係でございますけれども、令和6年度については、指定管理に移行してから2期目の3年目に当たります。役務費については、町民センター及び各公民館の建物災害共済の保険料、委託料については、公民館の運営管理を行うための指定管理者へ支払う指定管理委託料でございます。増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、資料43ページ、公民館維持管理経費でございますけれども、使用料及び賃借料は、北部公民館の駐車場用地の土地借上料でございます。

続きまして、4目図書館費に移ります。タブレット資料44ページをご覧ください。総合図書館運営事業費でございますけれども、こちらも公民館同様、指定管理については2期目に入っております。役務費については、総合図書館の建物災害共済の保険料、委託料については、図書館の管理運営を行うため指定管理者に支払う指定管理委託料でございます。なお、増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、資料45ページ、総合図書館維持管理経費でございますけれども、総合図書館につきましては、神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用し、企業庁から町が施設を買い取る形となっておりますことから、平成18年度から令和8年度までの償還計画に基づき図書館施設購入償還金として令和6年度分を支払うという内容でございます。

以上で、4項社会教育費のご説明を終わります。

続きまして、予算書94ページから97ページの5項保健体育費に移りまして、2目体育施設費からご説明申し上げます。タブレット資料につきましては46ページ、学校体育施設開放事業費をご覧ください。こちらは地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として利用を図る小・中学校の体育館、屋外運動場、南小学校ふれあいホール及び寒川中学校、旭が丘中学校の夜間照明施設の開放利用に係る事業費でございます。需用費については、開放施設の維持管理用の消耗品の購入費、光熱水費は、夜間照明の電気料、役務費は、用具庫などに要する火災保険料、委託料は、夜間照明施設保守点検の関係でございます。使用料及び賃借料は、電子錠の借り上げ及び体育館清掃用モップの借上料でございます。原材料費は、グラウンド用の砂などが主な内容でございます。なお、本事業費の特定財源については、資料記載のとおりでございます。

次に、予算書94ページから97ページの3目学校給食費に移ります。タブレット資料47ページになります。まず職員給与費でございます。こちらにつきましては、寒川学校給食センターに配置する事務職員、栄養士、給食調理員計25名の人件費でございます。

続きまして、48ページでございます。学校給食総務経費でございますが、こちらは給食調理補佐員の報酬のほか、期末手当及び勤勉手当、社会保険料等でありまして、旅費については、通勤に係る費用弁償、委託料は、給食調理補佐員の健康診断を実施するためのものがございます。なお、増減理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、49ページ、学校給食維持管理経費については、これまで小学校5校の給食施設維持管理等に係る経費を計上するものであり、自校式給食調理場の維持管理としてはその目的を果たしましたが、

配膳室としての機能を維持するための経費として計上してございます。増減理由等については、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、50ページの学校給食センター維持管理経費については、給食センターの維持管理に必要な経費を計上しておりまして、令和6年度より通年運用となるため、多くの科目について増額となっております。まず報償費については、給食コーディネーター1名の謝礼、旅費については、栄養士及び調理員の研修旅費などがございます。需用費については、洗剤、手袋、マスクなどの調理に用いる消耗品の購入費のほか、公会計として扱う食材費を食糧費、電気、ガス、水道などの光熱水費、栄養士や調理員が使用する厨房靴などを購入するための被服費を計上してございます。委託料については、消防設備、ボイラー等各種機器等の保守点検、警備、清掃、検査、白衣クリーニング及び衛生管理等の指導業務などの委託を行うものでございます。使用料及び賃借料については、神奈川県企業庁より借り受けるセンター用地の土地借上料のほか厨房機器、事務備品、ICT機器、公会計システムなどのリースによる借上料でございます。備品購入費については、館外共用部の清掃を一部自動化するためのロボット掃除機の購入費、負担金、補助及び交付金については、センター用地が企業庁の憩いの広場内に位置しており、その共用部の植栽管理などの維持管理経費の一部を負担するものでございます。

下段の表をご覧ください。本経費の特定財源でございます。まず歳入番号1、学校給食センター使用料21万6,000円については、食育ホールの貸出しを開始することに伴う使用料収入で、全額を本経費に充当してまいります。歳入番号2、学校給食センター資源物売払収入38万4,000円は、揚げ物に用いた廃油のリサイクルに伴う売払収入で、全額本経費に充当してまいります。続きまして、歳入番号3番、4番、5番の学校給食費それぞれ407万1,000円、2億1,159万6,000円、95万円については、給食費公会計として歳入するもので、全額を地産地消をはじめとした給食食材購入のための食糧費に充当してまいります。

続きまして、51ページの公共施設再編計画実施事業費については、県企業庁の地域振興施設等整備事業の活用により建設を進めました学校給食センターを企業庁より取得し、債務負担行為により設定した購入費の償還を行う事業費でございます。増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

以上で、5項保健体育費のご説明を終わります。

続きまして、52ページをご覧ください。教育委員会3課が所管する歳入の一般財源分についてご説明申し上げます。まず13款使用料及び手数料1節小学校使用料245万2,000円と次の2節中学校使用料145万9,000円の行政財産使用料は、学校に勤務する教職員等の通勤車両の駐車に係る使用料でございます。同じく、3節社会教育使用料4万8,000円の行政財産使用料については、町民センターなど社会教育施設敷地内に設置されている自動販売機の設置の使用料でございます。

次に、16款財産収入文化財刊行物売払収入2,000円及び教育史刊行物売払収入3,000円は、冊子「寒川の文化財」など教育委員会で刊行している書籍の売払収入でございます。

次に、20款諸収入その他1,000円につきましては、学校公衆電話委託手数料でございます。なお、予算書に記載の額については、他課等の分も含んだ額となっております。

説明資料の最後になります。53ページをご覧ください。令和6年度に休止及び廃止等をする事業の関係でございますけれども、こちらは資料記載の3事業費等について休止及び廃止をしてまいります。

以上で、教育政策課、学校教育課、そして教育施設給食課所管の令和6年度予算のご説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【柳田委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 まず、44ページの総合図書館運営事務費について、運営という観点から、蔵書が大きく関わっていると思うんですけど、蔵書の所有率の増減について、ここ3年の増減について教えてください。それと、48ページの学校給食総務経費についてです。こちらは職員の人数、学校給食センターに関わる方々がいらっしゃると思うんですけど、そちらで働いている人数とどういった内容をやっているかということをお知らせください。それと50ページの学校給食センター維持管理経費です。去年9月から学校給食センターが稼働して、小学校と中学校が完全給食になりました。1学期は小学校のみということで、自校方式での給食だということなんですけど、その点を踏まえて、1学期は小学校は何食だったかということと、あと2学期になって自校方式で中学校、小学校を合わせて今何食になったかということですね。それをなぜ聞きたいかということについては、1食当たりの単価を確認したいということなので、まずその点をお聞かせください。

【柳田委員長】 青木委員、今の質問なんですけど、決算のような質問で…。

【青木委員】 だから、小学校の自校方式時代の1食当たりの経費と、センター方式になってからの1食当たりの経費をお聞かせください。あともう一つは、委託先の詳細、どういったところに委託されているかということをお答えできればよろしくお願いいたします。

以上、4点お願いします。

【柳田委員長】 山口副主幹。

【山口副主幹】 それでは、図書館所蔵の資料の過去3年間の数字について申し上げます。令和5年度は、まだ年度途中のため出ておりませんので、令和2年度、3年度、4年度の数字をお答えいたします。まず、令和2年度が25万220冊、令和3年度が25万4,096冊、令和4年度が25万7,177冊、以上でございます。

【柳田委員長】 井上主査。

【井上主査】 それでは、2番目のご質問にお答えさせていただきます。給食総務費で計上させていただいている職員については、給食調理場で働く調理員の補佐員、会計年度任用職員の給与となっております。人数につきましては、基本的には1日40人をめどにということの中で、まだ過不足がある中ですが、その雇用が全て賄えるようにということで、常勤者との差で25名程度の予算を見込んでございます。

以上です。

【柳田委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 3点目の給食1食当たりの経費はいかほどかということで、最初に、単純に比較できるものではないので、ご参考までということでお伝えしたいと思います。と申しますのは、自校式のときとセンターでは、やり方も、それから衛生度のレベル、また安全安心、それからおい

しにかける費用というのも全く違っておりますので、それはご考慮いただいております。まず、自校式のときは当然小学校だけでしたので、小学校の経費は800円前後でございます。ただ、私が今申し上げた金額は自校式のほとんど最後ですので、設備投資も控えていた時期のものでございます。今回当初予算として丸々1年度盛り込むわけですございますけども、ただ、まだ初期費用的な部分も若干織り込まれている部分もあります。それも踏まえて計算しますと1,000円弱ということになっております。ただ、これは中学校の部分も入っていますので、小・中合わせた金額を今対比させていますので、若干高めに出る傾向ではございますし、冒頭申し上げました単純比較できないグレードアップした部分も含めての金額でございますので、ご理解いただけますでしょうか。

以上です。

【柳田委員長】 あと、センターの委託先の詳細ですね。

【水越教育施設給食課長】 委託先については、まず大きな委託先としましては、洗浄、配送、配膳という委託がありまして、出来上がったものを各校に配送する、そして配膳室で配膳員さんが配膳の準備をする、それから戻ってきた食器、食缶類を洗う洗浄委託、そういったものを給食サービスを営む会社をお願いしております。その他は設備関係が多々ございまして、それぞれの維持補修、エレベーターであったり、ボイラーであったり、そういったものの委託が多種ございまして、当然これはこれから入札等をして決まっていきますので、それぞれに適した専門性のある業者さんに委託していこうという考えでございます。

以上でございます。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 総合図書館運営費は、徐々に増えているということで、分かりました。ただ、直接町との関わりとしては、委託業者の方と連携していくということがあると思うんですけど、連携について町としては蔵書にどう関わっているかということをお聞かせください。それとあと、学校給食総務経費は、今回は25名分をめどにということで、25名分で今募集もかけているとは思んですけども、25名、これが最低限ということなのかお聞かせください。それと学校給食センターの維持管理経費は、今、課長がおっしゃったとおり、いろいろな条件が加わって、一概には値段のことは比較できないということで理解しましたが、今初期投資もいろいろおっしゃっていましたが、1食当たり今は1,000円弱ということなんですけど、いろんなことを努力していく中で、1食当たりの食事というのは、質を落とさないで経費1,000円弱を自校方式の値段に近づけるという考えというのはございますでしょうか。食育という観点からいっても質を落とすわけにいかないですから、その辺を踏まえてどういう考えなのかというのをお聞かせください。それとあと、いろいろと委託ということで、今聞きました。これは1食当たりの経費に上乘せということなんですか。別々なんですか。その辺をお聞かせください。

【柳田委員長】 山口副主幹。

【山口副主幹】 それでは、総合図書館の指定管理者との連携についてどのように行っているかということについてお答えさせていただきます。まず、図書館の指定管理者とは毎月1回定例会を行っておりまして、館の利用状況ですとか、事業実績などをヒアリングして、こちらから町からの要望を伝えております。また毎月行う教育委員会の定例会でも、総合図書館の館長が出席いたしまして、事業の報告

をしていただいたり、あとは社会教育委員でも町民の方が委員となっておりますので、会議のときには館長が出席して図書館の事業についてご説明いただき、それについて委員から意見をを行うという形を取っております。また、蔵書に関して、選書に関しましては、購入の際に町に必ず購入リストを提出いただきまして、それを承認するという形を取っております。図書館の選書につきましては、図書館スタッフで選書委員会をつくりまして、町民のリクエストであるとか、あと最近の人気のある本ですとか、図書館流通センターが指定管理を行っておりますので、そちらで全国的な統計とか、いろいろと最新の情報を把握しているもので、そちらの情報を生かして選書に取り入れております。

以上です。

【柳田委員長】 井上主査。

【井上主査】 続いて、2番目の総務委員の詳細ですけども、先ほど25名程度とお答えさせていただいたのは、短時間勤務の方もいらっしゃると思いますので、人数換算というところ、1人ではない部分、要は3時間、4時間という方もいますので、25名程度延べ数の中で日々の人数を常勤と合わせて40名ずつにするという体制で今進めているところです。

以上になります。

【柳田委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 給食の経費について、質を落とさずにというところと、まず先にご質問の順番と前後しますが、委託料その他経費は、学校給食の維持管理経費の中に含まれてございますので、先ほど申し上げた1,000円弱の中に含まれているものでございます。質を落とさずにというところで、それについては、まさに給食センターの使命だと考えてございますけども、安全安心、そしておいしいを第一に、なおかつ当然予算は無尽蔵にかけていいものではなく、センターの一番の利点でありますスケールメリットを生かして、それを最大限に高めていきつつ、自校式と同等、またはそれ以上ということできっかりとやっていきたいと思っています。

以上です。

【柳田委員長】 青木委員。

【青木委員】 総合図書館の運営経費ですけど、分かりました。いろいろと連携は、こういう流れでやっているということで、自分も読みたい本があったりすると、検索システムはよくできていて、あるんだというのがよく分かって、これは非常にいいなと思って、そういう便利なものがあるんだということを発信して行って、図書館を利用していただきたいと思うんですよね。その辺の見解を最後にお聞かせください。読みたい本は自分も結構あって、買うとかなりあれなんですけど、借りるだけですから、それは本当に町民の皆さんのリクエストに応えるということを踏まえてやっているということなので、図書館をもっとよく利用しましょうというぐらいのお考えがこの予算の中で反映されているのかどうかということをお聞かせください。

学校給食経費は分かりました。いろいろな働き方の形態が違って、40人トータルでということで、やっているとは思いますが、今のところは不足は、働いていて、何か事故が起きたり、過重が足りなくて、そういうところは、足りなくなるということはないとは思いますが、もしも人員が不足した場合の対応というのはどう考えているのか、最後にお聞かせください。それとあと給食センターは分か

りました。一応含まれてはいるけども、安心安全のスケールメリットを生かして自校方式同様のクオリティの高いものを出していく努力をしていくということは分かりました。最後なんですけど、食育という観点からいくと、全体的な町民のための給食センターということで認識しているんですけど、小学校、中学校に限らず。とはいっても、やはり給食がメインですから、小・中学校の食育についてのお考えとこののを最後にお聞かせください。

【柳田委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、私からは総合図書館の関係で、検索の端末は使いやすいとか、いろいろな本があるということで評価いただいて、本当にありがとうございます。その関係をもっといろんな方に知っていただいたほうがいいんじゃないかという発信の部分だと思うんですけども、今指定管理者も一生懸命頑張ってくださいまして、ただ、本当に図書館でご利用の方をお待ちしているだけではなくて、図書館まつりをはじめ、いろいろなお話し会ですとか、イベント等をやっていただく、お祭りの中も、アウトリーチじゃないですけど、いろんな方々にお声がけを積極的にしていただいて、いろんな方に参加していただいている、昨年の秋にやりました図書館まつりでは、外にキッチンカーなども来ていただいたり、あとは藤沢市の浮世絵館の方が3階でいろいろなイベントをやったんですが、そこに来ていただいたり、町内のボランティアサークルの方々に来ていただいたりということで、いろんな方が親子連れでたくさん来てくれて楽しんでいただいたり、また館の中で4階に文書館がありますので、そことも連携して、逆に図書館は来たことはあるけど、文書館に来たことはなくて、こういうところがあるんですねと、一番大好評なのが文書館の収蔵庫のふだん入れないところの見学ツアーだったという話も聞いたりということで、いろんな意味で従来どおりの考え方で閉じ籠ったような図書館ではなくて、青木委員におっしゃっていただいたように、いろんな方に知っていただいて、こういう楽しみ方もあるんだなということをもっと知っていただくことが、子どもたち、大人も含めて読書離れの防止につながりますし、今経産省でも、書店がなくなってくるというのは文化の発展のためには危機的状況じゃないかということもあって、もっと文化的な観点で本屋さんとか、町の図書館は非常に大事な施設なんだということがあると思いますので、力を入れて発信していきたいと思っております。また、学校の図書館とも、総合図書館ですね。社会教育と学校教育の連携も、これからはもっと大切になってくるし、やらなければならないことがいっぱいあると認識しておりますので、それは指定管理者と共有できていますので、考えられることは一つ一つ着実に進めていきたいと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 井上主査。

【井上主査】 2番目の人員不足のときの対応ですけれども、不足していたら給食が出せないの、それについては現状問題はないというお答えにはなります。先ほど働き方の関係のお話をしましたけども、欠員が出た際、急遽お休みが出てしまったというときに、そういったことがあるので、短時間なので、切替えて振り替えて出ていただいたり、そういった形で不足は対応させていただいております。

以上です。

【柳田委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 今の補足をしながら3点目にお答えしていきたいと思っておりますけど、まず

センターの人員に関しては、通常センターでは約4,000食の給食を提供しておりますけども、そこからすると1.3倍から1.4倍程度の人員を充ててございますので、決して人員不足ではなく、通常より多い部分に関しては、何度も繰返しになりますけど、安全安心でおいしいの部分に充てていると考えております。食育に関しましては、これはセンターはここで条例もお諮り願っておりますけども、まずセンターの3階では施設を使った食育教育、それから栄養士は、今もそうですけども、学校に毎日赴いて児童生徒と触れ合いながら食育をやっている、また今後ですけども、さらなる食育、今までは各校1人ずつで、栄養教諭をハブにして動いていたところはありますけども、これからは同じ場所で食育の計画を立て、それを実施していくという環境ができましたので、しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 私から、食育3点目の人的措置の関係で補足させていただきます。本来県費負担教職員で申し上げますと、共同調理場で今約4,000食とありましたけれど、その基準で申し上げますと、県費負担教職員2名という配置になります。そうした中でさらに申し上げますと、栄養教諭という食育を中心になって進めていただくような方については、1名今配置されております。県も食育を推進していきたいというような意向がございまして、それを受けて栄養教諭を増員していこうというような流れになってきております。本町におきましても、県の制度を活用して今後とも栄養教諭を増員できるように進めていければなと思っております。2名のうち栄養教諭以外は栄養職員という位置づけになっていますけど、栄養職員を栄養教諭にしていくところも進めていければ、さらなる食育が進められるのではないかなと思っておりますし、また本町は他市町村よりも町費でも栄養士を雇用していただいて、非常に充実した体制を組ませていただいておりますので、そういった部分で各校に今後とも自校方式と同様に、いろんな発信が期待されるのかなと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

岸本委員。

【岸本委員】 46ページの学校体育施設開放事業費と47ページから始まる学校給食費の職員給与費などについてお聞かせください。まず、学校体育施設開放事業費について、学校開放について今現在は利用する際に抽選予約をなさっておりますが、それはいつからだったのか、まずお聞かせください。学校給食センターについて、様々な方が働いていらっしゃるということが今、青木委員の質問で分かりましたが、そんな中で専属として寒川町の職員さんが何人働いているのか、それについてお聞かせください。

【柳田委員長】 小宮主査。

【小宮主査】 岸本委員からの学校施設を利用する際、現在のe-k a n a g a w aによる抽選施設予約としたのはいつからかというご質問にお答えします。平成27年9月から利用開始となっております。

以上です。

【柳田委員長】 井上主査。

【井上主査】 人員配置の常勤にお答えさせていただきます。まずセンターには常勤で事務職員、栄養士、調理員、この3業種の職員が配置されております。現状事務職員が3名、栄養士が町費で3名、

調理員が17名配置されております。なお、一部兼務の職員については、基本的には委員会に籍を置いておりますので、今その人数から省いてございます。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 給食センターの配置については分かりました。あとは学校開放についての質問でございしますが、当時抽選に変えたという説明はあったと思いますけども、改めてその理由についてお聞かせください。

【柳田委員長】 小宮主査。

【小宮主査】 以前は予約のために平日の日中に話合いで決める形が団体にとって負担が大きいこと、そして活動が長い団体と新規の団体では、声が上げづらいということなどがあり、限られた学校施設の公平な利用を目的としたためです。

以上です。

【柳田委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 それでは、その当時の話合いというか、日中の話合いのときの利用者数と今現在 e - k a n a g a w a を用いた抽選による利用者の増減というか、推移についてお聞かせください。

【柳田委員長】 小宮主査。

【小宮主査】 e - k a n a g a w a による抽選施設予約導入前と導入後の利用状況の変化についてお答えいたします。導入前の平成26年度体育館の延べ利用団体数は4,231、グラウンド利用団体数は1,689、導入後の平成28年度体育館の延べ利用団体数は5,228、グラウンド利用団体数は2,206となっております。延べ利用団体数は増加しております。登録団体数については、e - k a n a g a w a による抽選利用予約導入時の平成27年度末は102でしたが、平成28年度末では110、令和5年12月末は192となっております。年平均約10団体の増加となっております。最近では日本バスケットボール男女共に自力でのオリンピック出場となったことが影響しているのか、バスケットボール団体の新規登録が多くなっております。

以上です。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 それでは、46ページ、学校体育施設開放事業費について伺ってまいりますけれども、先ほど小・中学校の健康管理経費の中でAEDの設置場所、またその設置の目的等を確認してまいりましたけれども、学校開放事業の中で学校の体育施設を開放する際に、AEDの活用については、どのように考えられているのか、その辺についてまずお聞かせいただきたいと思います。

【柳田委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 現状学校開放において、学校にあるAEDを活用できるかどうかというところでいうと、活用できない学校のほうが多いです。学校開放の区域と学校のAEDを置いてある区域、学校のセキュリティにもかかる部分ですので、学校開放側からは、夜間休日使えない場所に置いてあるものが多いです。となると、現状では学校開放、社会体育の活動中にもし使うようなことがあると通常では使えない状況で、それについては課題があるという認識でございますけれども、現状そ

のような扱いでございます。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 当然ご承知のことと思いますけども、運動中の心肺停止リスクというのは高まると言われていますので、行政が持つ体育施設については、AEDの設置は必須だと私は考えています。そういった中で、学校開放はしているけども、いざというときにAEDが使えないケースが存在するという今の状況は、早急に改善しなければいけないと考えておりますし、また学校のAEDの更新も迫っています。ここで同じ形で更新してしまうと、またその更新が切れるまで常時使えるような状態ができなくなってしまうおそれがあるので、できれば更新時に合わせて屋外設置が考えられないかと考えております。当初AEDの設置が進んだ際には、屋内に設置するということが基本の考えとしてありましたけれども、昨今では屋外運動施設にも当然必要になってくるので、屋外設置が可能となるようなケース、それから行政でも屋外設置を進めているところが相当出てきております。むしろ神奈川県下で見ると、相当数の自治体が屋外設置を進めている中で、寒川は遅れているというのが現状かと思えます。屋外に設置すると、いたずらされるんじゃないかとか、盗難に逢うんじゃないかという懸念があったわけですが、まず盗難に関しては、盗んだとしても、それが換金されない以上は盗んでもあまり意味がないので、今AEDの中古品というのは、以前はインターネット等でも販売されていたようですけども、今はインターネット等の販売が禁止されています。それから販売についても、有資格者でなければ販売することができないことになっているので、盗んだとしても何の価値もない。自分で使うというのであれば別でしょうけども、そういう人はあまりいないと思うので、今盗まれるというケースは非常に少なくなってきております。それから屋外に設置する際には温度管理が必要になってきますけども、ケース自体にバッテリーがついておりまして、そのバッテリーを基にして温度管理が可能となっています。それからいたずらとかは、もしかしたらあるのかもしれないということで、近隣市で屋外設置を進めている茅ヶ崎市さんに状況を伺ってまいりましたけども、盗難、いたずら等はこれまで1件もないという報告をいただいております。確認させていただきましたので、寒川町としても、スポーツ施設、学校だけではなくて、ほかのところも屋外スポーツ施設でAED自体が設置されていないような施設もありましたし、そういうことを考えると、寒川町としても屋外設置を進めていくべきではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

【柳田委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 今、黒沢委員からもいろいろ諸課題も大分解決されつつあるところがございます。私も技術面は、私は設備の立場ですので、設備的な技術面のハードルも大分下がっていると、今まではAC電源で充電を常にしなければいけないというところも、電池の性能も上がってきて、インフラもそこまで重荷になってこないというところもありますし、こちらとしても、建物的な技術、建物の部分でも工夫次第で設置はできるのかなと、その前のご質問にあった大規模改修しなければならぬ、そういったものではないと思っておりますので、比較的そこでのハードルはそれほど高くないものかなと考えております。となると、目的ですとか、運用面、そういったところは庁舎内で調整を取って考えていきたいと思っておりますので、それについて私を含めて関係課と協議をしていきたいと考えております。

以上です。

【柳田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今寒川町のAEDの管理については、各所管課が持っているじゃないですか。でも、AEDはいろいろな課が持っているの、じゃ、担当ごとに設置の方向性を決めなさいというのは、ちょっと違うかなと思っていて、これは全庁的な取組にしなきゃいけないんだと思うんですよね。じゃ、教育委員会は教育委員会のことだけ考えましょうというわけには多分いかないんだと思うんだけど、全庁的な取組にしたほうがいいですよ。となった場合、いろんな課にまたがるから、まず教育委員会で所管している部分については、しっかりと考えていただきたい、というのは、更新がすぐ目の前に来ているから。ここでもし取り組めなかったとすると、次のリース更新まで待たなきゃいけないんですかという話になっちゃう。1回リース契約しちゃったら、途中でリース解除するのはすごく大変じゃないですか。なので、時間がないですけど、考えられたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、来年度のリース更新時に合わせられるかどうか、その辺についての見解だけ最後にお聞かせください。

【柳田委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 リース更新との兼ね合いでの今回の外部設置のお考えでございますけど、こちらは精査をしてみた上でないと、なかなか判断できないかなと、今、黒沢委員から、新たなアイデアをいただきましたので、そちらをしっかりと関係の業者等も含めて調査しながら考えてまいりたい、研究してまいりたいなと思っております。

以上です。

【柳田委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 いろいろなお意見、ありがとうございます。AEDについては、人の命に関わることでございますし、通行人が急に倒れて、近くにあるAEDで命が助かったというニュースも確かに聞いたこともありますので、寒川町全体としてAEDをどのような形で配置していくのかというのは、また別のところで議論しなければならないと思いますけれども、教育委員会としましては、今それぞれ課長がお話しさせていただきましたけれども、学校の施設の中で活動している方、子どもたちじゃない一般、学校開放の中で利用されている方も含めて、学校施設の中で活動している方が、もしそういった場合に的確にAEDが使えるという体制については、できる限り早い段階で対応ができるように、リースの更新のときなのか、その前後なのかというのはありますけれども、それはしっかりと検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【柳田委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【柳田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、教育委員会の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

令和6年度の寒川町一般会計及び各特別会計の予算につきましては、休憩前の教育費をもちまして、全ての説明及び質疑が終了いたしております。この後の進め方といたしましては、総括質疑から討論、

採決という流れになりますが、総括質疑、討論、採決につきましては、予定どおり18日に行いたいと思います。

なお、ここで資料請求の確認をいたします。都市建設部下水道課、都市計画課の資料は提出されておりますが、これまでに請求しております資料につきまして、いまだ提出がされていない資料がございましたら、お申し出ください。

(「なし」の声あり)

【柳田委員長】 ないようですので、この後委員の皆様には、総括質疑要旨をご提出いただくわけですが、要旨提出の締切り時間はいかがいたしましょうか。

青木委員。

【青木委員】 通常は何時ぐらいになりますか。

【柳田委員長】 昨年令和5年3月の予算特別委員会では14時通告、昨年の9月の決算では14時半通告ですね。

青木委員。

【青木委員】 14時で。

【柳田委員長】 それでは、総括質疑要旨は本日14時までに提出をお願いいたします。なお、通告の提出に当たっては、事務局からデータでお送りした書式をお使いいただきますようお願いいたします。全ての要旨が提出された後に特別委員会を再開させていただき、何名かの方から総括質疑が出たのか、また質疑の順番を皆さんと確認したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は14時半といたします。

---

【柳田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

総括質疑の要旨については、4名の委員の方から提出されました。順番については、要旨の提出順といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳田委員長】 それでは、最初に黒沢委員、2番目に岸本委員、3番目に青木委員、そして最後に新村副委員長の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。なお、執行部との調整はしっかり行っていただくようお願いいたします。場所については、後ほど事務局からロゴチャットでお伝えいたします。

18日は、朝9時に一度お集まりいただき、予算特別委員会を開会させていただきます。その後1時間置いて、10時から総括質疑に入ってまいりたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳田委員長】 それでは、18日の特別委員会は午前9時に再開し、総括質疑は午前10時より行うことにいたします。

それでは、以上をもって本日の会議をこれで閉じたいと思います。

最後に、新村副委員長より一言お願いいたします。

【新村副委員長】 皆様、お疲れさまです。本日予算特別委員会4日目ということで、これにて終了

いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時31分 散会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 6年 6月 4日

委員長 柳田 遊